

議会議案第 5 号

再審法改正を求める意見書の提出について

再審法改正を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 6 年（2024年）12月19日提出

提出者 鎌倉市議会総務常任委員長

中 村 聡一郎

再審法改正を求める意見書

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であると言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては、「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さや公平性が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。

過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

しかし、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行うことができるが、その結果、審理が長期化して冤罪被害者の救済を長引かせている実情がある。

よって、冤罪被害者を早急に救済するために、次の事項を定めるべく、再審法を速やかに改正することを求める。

- 1、再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月23日